

一般財団法人建材試験センター  
校正業務約款

第1章 総則

(総則)

第1条 依頼者(以下「甲」という。)と一般財団法人建材試験センター中央試験所(以下、「乙」という。)は、校正業務(以下、「校正」という。)の実施に際しこの約款に定められた事項を遵守する。

第2章 契約

(契約締結日)

第2条 甲が乙に対し、乙所定の「校正申込書」(以下、「申込書」という。)を提出し、乙が当該申込書に受付印を押印し受付番号、受付日を記入の上、その写しを甲に発行することで契約がなされたものとする。契約締結日は、乙が受付印を押印した日とする。ただし、校正内容の確定が契約締結日以降となった場合、校正期間及び校正料金は、校正内容確定後に決定することができるものとする。

(契約の取り消し)

第3条 甲は、契約締結後に校正の中止を行う場合は、乙所定の「中止届」により乙に届け出るものとし、乙からの中止届受付の通知を受けることにより契約を取り消すことができる。ただし、校正準備等に着手するなど乙の校正工程が進捗している場合、その進捗に応じて校正料金の清算を行う。

第3章 校正の実施

(校正の実施)

第4条 乙は、申込書の受付後、申込内容に基づき善良なる管理者の注意義務を保って、校正を実施する。校正完了日は、甲に対する校正証明書(以下、「証明書」という。)の発行日とする。  
2 乙は、地震、風水害、停電、断水等、乙の責めに帰さない事由による場合は、その旨を甲へ通知することにより校正の実施を延期することができる。  
3 延期に関する必要事項は、甲乙協議の上定める。

(説明、協力等)

第5条 乙は、甲から校正の方法等について説明を求められたときは、これに誠実に応えなければならない。  
2 甲は、乙の校正実施にあたり、これに必要な範囲に関する情報について、乙からの請求があるときは、これに速やかに応じなければならない。  
3 甲が提出した校正内容等に関する情報に虚偽があったことが証明書発行後に発覚した場合、乙が発行した証明書は無効とし、乙は、当該校正内容及び結果について責任を負わないものとする。

(校正内容の変更)

第6条 甲は、校正内容の変更を行う場合は、乙所定の「変更届」により乙に通知を行う。この場合、乙の校正工程の進捗及び変更後の校正内容に応じて校正料金の清算を行う。

第4章 校正料金

(校正料金)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、校正料金の見積書の発行を行う。  
2 甲は、乙が発行する請求書により校正料金を、請求書発行日から60日以内に乙の指定する金融機関へ振込送金しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上別の支払日とすることができる。なお、手形による取引は行わない。  
3 前項にかかわらず、甲が新規または過去3カ年申込みのない依頼者の場合、原則として、甲は校正料金の前払い(校正完了前の支払い)をするものとする。ただし、事業所長が認める場合はこの限りではない。  
4 校正料金等の振込手数料は甲が負担する。  
5 乙が発行する請求書は、乙の請求書式を用いる。ただし、甲が指定する様式による請求

書発行を希望する場合は、所定の事務手数料を申し受けることにより甲指定書式による請求書を発行することができる。

第5章 校正証明書

(校正証明書の発行)

第8条 乙は、校正終了後、甲に対して証明書を発行する。

(校正証明書の改ざんの厳禁)

第9条 甲は、乙の発行する証明書の内容を改ざんして使用してはならない。  
2 前項の行為によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対しその損害を賠償する。

(異議・苦情の申立)

第10条 甲から申し立てられた校正内容及び結果に関する異議又は苦情等については、その内容を調査、審議し、甲に対し回答するものとする。

(校正証明書の訂正再発行)

第11条 甲は、乙の発行した証明書の記載内容に明らかな誤記がある場合、訂正再発行の請求をすることができる。  
2 前項の請求期限は、証明書の発行日から5年以内とする。  
3 乙は、明らかな誤記がある場合を除き、証明書の訂正再発行は行わない。  
4 証明書の訂正再発行に係る費用は別に定める。

(校正証明書の追加発行)

第12条 甲は、乙が発行した証明書について、所定の手続きにより追加発行を請求することができる。ただし、追加発行の請求期限は、証明書の発行日から5年間とする。  
2 証明書の追加再発行に係る費用は別に定める。

第6章 秘密保持

(秘密保持)

第13条 乙は、校正に際して知り得た甲の秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。  
2 前項の定めにかかわらず、乙は、次の場合には第三者に申込書等を開示することができるものとする。  
一 乙がISO/IEC17025の審査を受ける際、審査機関から申込書、校正証明書等の閲覧開示の要請があった場合  
二 法令又は官公署からの命令及び要請があった場合(校正業務受託の有無のみ)  
三 その他前各号に類するものと乙が判断した場合(校正業務受託の有無のみ)

(校正内容の公表)

第14条 前条第1項の定めにかかわらず、乙は、事前に甲の同意を得て、校正内容の公表を行うことができる。

第7章 補則

(約款の改正)

第15条 乙は、この約款に変更の必要が生じたときは、この内容を改正することができる。改正にあつては、ホームページ等で公表するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この約款に基づく契約に係る紛争が生じた場合、その第一審の管轄裁判所は、乙の所在地を管轄する裁判所とする。

(誠実協議)

第17条 この約款に定めのない事項及び解釈・運用につき疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議の上、定めるものとする。